四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五の①）

○内閣府告示第千九百四十七号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十九年五月三十日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年六月二十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　伊那市並びに長野県上伊那郡箕輪町、南箕輪村及び宮田村

二　地域再生計画の名称　信州伊那谷で暮らしやすさ日本一を目指す事業計画

三　地域再生計画の区域の範囲　伊那市並びに長野県上伊那郡箕輪町、南箕輪村及び宮田村の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五の①）

○内閣府告示第千九百四十八号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十九年五月三十日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年六月二十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　飯山市

二　地域再生計画の名称　子育てするなら飯山市　子育て支援拠点施設　仮称「飯山市子ども館」整備事業計画

三　地域再生計画の区域の範囲　飯山市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五の①）

○内閣府告示第千九百四十九号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十九年五月三十日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年六月二十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　茅野市

二　地域再生計画の名称　「（仮称）ちの観光まちづくり推進機構」（茅野版ＤＭＯ）を中核とした観光まちづくり推進プラン

三　地域再生計画の区域の範囲　茅野市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五の①）

○内閣府告示第千九百五十号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十九年五月三十日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年六月二十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　千曲市

二　地域再生計画の名称　訪れたくなるまちを育てるプロジェクト

三　地域再生計画の区域の範囲　千曲市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五の①）

○内閣府告示第千九百五十一号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十九年五月三十日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年六月二十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　東御市

二　地域再生計画の名称　東御くるみネットワーク推進事業計画

三　地域再生計画の区域の範囲　東御市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五の①）

○内閣府告示第千九百五十二号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十九年五月三十日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年六月二十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　東御市

二　地域再生計画の名称　旧庁舎を利用した地域コミュニティの活動拠点整備事業計画

三　地域再生計画の区域の範囲　東御市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五の①）

○内閣府告示第千九百五十三号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十九年五月三十日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年六月二十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　長野県南佐久郡南相木村

二　地域再生計画の名称　笑顔でつながる小さな村の『地域商社』設立支援事業

三　地域再生計画の区域の範囲　長野県南佐久郡南相木村の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五の①）

○内閣府告示第千九百五十四号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十九年五月三十日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年六月二十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　長野県南佐久郡南相木村

二　地域再生計画の名称　笑顔でつながる小さな村の『プログラミング教育寺子屋』設立事業

三　地域再生計画の区域の範囲　長野県南佐久郡南相木村の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五の①）

○内閣府告示第千九百五十五号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十九年五月三十日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年六月二十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　長野県南佐久郡佐久穂町

二　地域再生計画の名称　コミュニティの力による佐久穂町創生計画

三　地域再生計画の区域の範囲　長野県南佐久郡佐久穂町の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五の①）

○内閣府告示第千九百五十六号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十九年五月三十日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年六月二十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三